

専決処分について

大竹市一般会計において補正を行うことについて、令和7年度当該会計予算の変更議決を必要とするが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年10月24日

大竹市長 入山欣郎

令和7年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度大竹市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,901千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,489,608千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14 国庫支出金		3,267,039	7,901	3,274,940
	2 国庫補助金	1,766,318	7,901	1,774,219
歳 入	合 計	20,481,707	7,901	20,489,608

## 歳 出

(単位:千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		3,832,426	7,901	3,840,327
	1 総務管理費	3,365,300	7,901	3,373,201
歳 出	合 計	20,481,707	7,901	20,489,608

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総 括

(歳 入)

(単位:千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14 国庫支出金	3,267,039	7,901	3,274,940
歳 入 合 計	20,481,707	7,901	20,489,608

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	3,832,426	7,901	3,840,327	7,901				
歳出合計	20,481,707	7,901	20,489,608	7,901				

## 2 歳 入

款 ) 14国庫支出金

項 ) 2国庫補助金

(単位 :千円 )

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
9 物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金	143,963	7,901	151,864	1 物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金	7,901	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 7,901
計	1,766,318	7,901	1,774,219			

## 3 歳 出

款 ) 2 総務費

項 ) 1 総務管理費

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補正額	計	補 正 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
11 諸費	316,120	7,901	324,021	7,901			11 役務費	17	001 定額減税補足給付事業 7,901 役務費 17 手数料 17 負担金、補助及び交付金 7,884 定額減税補足給付金 7,884	
計	3,365,300	7,901	3,373,201	7,901						